

若者向け消費者啓発動画コンクール 事例集

以下の6種類の事例から1つを選んで、再現した動画を制作してください。なお、参考として各事例の対策も記載しています。（「対策」は応募動画に含めなくても構いません。）

(1) 通販サイトを装った詐欺サイト



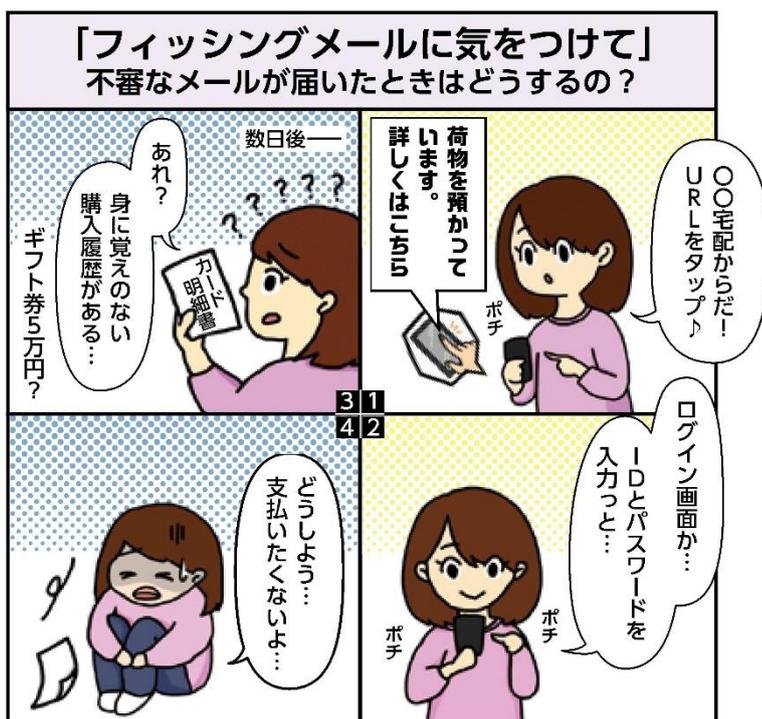
通販サイトは、ウェブサイト以下に以下の項目を記載する義務がある。

- ①業者の氏名（名称）・住所・電話番号
- ②商品・サービスの販売価格
- ③代金の支払期限・支払方法
- ④商品の引き渡し時期・サービスの提供時期
- ⑤返品・解約の方法（解約に条件がある場合）

【対策】

- ①ウェブサイトの「特定商取引法に基づく表記」を確認する。
- ②住所を地図アプリのストリートビューで確認したり、電話がつながるか実際にかけたりしてみる。
- ③「極端に価格が安い」「支払方法がショップ名と異なる個人名義の銀行口座振込みのみ」といったウェブサイトは、詐欺サイトの可能性が高いので利用しない。

(2) フィッシングメール



- ①実在する業者をかたって「至急」「重要なお知らせ」等、不安にさせる文章とURLが記載されたメールやSMSが届く。
- ②記載されているURLをタップすると本物を装った偽サイトにつながり、個人情報等の入力画面が表示される。
- ③入力すると情報が盗まれ、商品を購入されるなど不正利用される恐れがある。

【対策】

- ①身に覚えのないアドレスや電話番号からのメール、SMSは開封せず無視する。
- ②メールを開いた場合はURLをタップしない。
- ③メールが本物が確認する場合は、公式サイトや公式アプリからアクセスする。
- ④ID、パスワードなど個人情報の入力は慎重に。

(3) クレジットカードの不正請求



- ① クレジットカードはカード会社が立て替えている。「カード利用＝借金」
- ② カードの明細確認を怠ると補償されない場合もある。
- ③ 身に覚えのない請求はカード会社等にすぐに連絡する。
- ④ カード裏面に氏名を必ず記入しておく。

【対策】

- ① 利用明細を必ずチェック！ 利用は計画的に。
- ② 紛失や不正が分かった場合はすぐにカード会社や警察に届け出る。
- ③ カードの返済のために借金はしないこと。
- ④ カードは信用が重要。返済期日を厳守して自分の信用を守ること。

(4) 副業トラブル（情報商材トラブル）



- ① 情報商材は、契約前に内容を確認されないことが多く、価値のない情報を高値で買わされる恐れがある。
- ② 情報商材の契約をきっかけに、高額なコンサルティングやビジネスセミナー、ソフトウェアなどを契約させられるケースがある。

【対策】

- ① 「簡単に稼げる」など業者の話をうのみにしない。
- ② 変だな、怪しいと思ったら連絡しない。話が違ふと思ったときはきっぱりと断る。
- ③ クレジットカードでの高額決済や、借金をするような契約はやめる。

(5) マルチ商法



- ① 友人等やSNSの知り合いから紹介される。
- ② 会員を増やせば、紹介料が得られると誘われ、ピラミッド型に組織を拡大させていく。
- ③ 株の投資、暗号資産、海外事業への投資など、「モノなしマルチ」という手口が増えている。

【対策】

- ① 条件によってはクーリング・オフ等で解約できる場合もある。
- ② 友人等から勧誘されてもきっぱり断る。
- ③ 自分が友人等を勧誘することでトラブルに巻き込まれたり、人間関係を壊す恐れがあるので注意。
- ④ 事業実態の不明な事業者と契約しない。

(6) エステ契約のトラブル



- ① 安さを強調した広告で誘う。小さな字で、「長期間返済し続けた場合の月額返済額」との記述があるケースもある。
- ② 「無料」で安心させて、店舗に呼び寄せ、高額のコースの勧誘をする。

【対策】

- ① 「※」の後や小さな文字で不利な記載がないか、隅々まで確認する。
- ② 「無料」は高額契約が目的の場合がある。
- ③ 契約をしたくない場合はきっぱりと断り、「帰りたい」と告げる。
- ④ エステティックの契約は、クーリング・オフ（適用には条件あり）や中途解約（違約金が発生）が可能。化粧品等の関連商品の売買契約も解除できる。